

有機溶剤取扱業務安全衛生教育講習会が開催されました

労働安全衛生法では事業者は危険又は有害な業務に労働者を従事させる場合は安全衛生教育を行うよう規定され、関係法令により有機溶剤業務従事者に対する教育カリキュラムが示されています。

開催日：令和7年10月27日（月）

会 場：石川県地場産業振興センター新館 第10研修室

受講者：9名

